

## 2. 提案委員会：「業務指針」作成の手順

本指針作成にあたって、まず「提案委員会」は以下のような手順を踏んで、素案をまとめてきている。

### (1) 委員構成について

委員会発足にあたり、多分野多領域からより医療（病院、クリニック、アルコール、自治体総合病院）、地域、行政（市町村、保健所、精神保健福祉センター）、認知症高齢者、産業メンタルヘルス、災害支援、学識経験者等計 10 名で構成し、なかでも実践において理念を掲げ、質の高い支援を提供されている精神保健福祉士とした。それによって、理想的かつ未来志向的ビジョンを持った業務指針の作成を目指した。

### (2) 全体構成の作成

各委員による業務に関するプレゼンテーション、それによるディスカッションのなかから重要な点について項目を挙げ、カテゴリー化し整理した。さらなる議論を積み上げ改訂を重ねた。

### (3) 精神保健福祉士の機能及び業務分類の作成

#### ① 日々の業務に関する業務レポートの作成

各委員の日々の業務に関するレポートを作成し、委員会のなかでプレゼンテーションを実施。あえて共通項目を設定せず各々が項目立てをすることによって分野ごとの特徴があらわれた。

#### ② 各分野別業務一覧の作成

①の業務レポートにおいて、どの分野・職域の共通する項目及びそれぞれの特性を整理するために共通項目を設定し、組みなおす作業を行った。

具体的作業としては①のそれぞれの業務レポートを比較検討し、共通する項目を設定、①の業務一覧を組みなおし、さらに医療分野、地域支援分野、行政分野ごとにまとめた。医療、地域、行政に分けて、①の業務一覧を組みなおした。

#### ③ ②の業務一覧からキーワードを抽出し、カテゴリー化

キーワード 延べ 537.214 種類 抽出。43 機能にカテゴリー化される。

#### ④ ③を基に共通業務分類の作成

43 機能をさらにカテゴリー化し、それぞれのキーワードから①及び②で挙げられている業務内容について整理をした。

作業の工程としては、①及び②では業務内容を中心にまとめられた内容を、さらに機能ごとにそれらを組みなおす作業を行った（【図 3：機能及び業務分類作成プロセス】参照）。

【図 3：機能及び業務分類作成プロセス】

相 談 内 SW 機 能	個人								集団		地域		社会				
	生活方 に関する 相談・支 援	日常生活 に関する 相談・支 援	医療に関 する相談	住まいに関する相談・支援	働くこと に関する 相談・支 援	経済的問 題に関す る相談・支 援	仲間作り に関する 相談・支 援	家族に関 する相談 ・支援	思いの場 に関する 相談・支 援	その他	グループ 活動に関 する支 援	セルフヘル プグループ に関する支 援	その他	差別や偏 見に関す る支援	その他	政策改善	その他
インテーク																	
情報の収集																	
アセスメント																	
面接																	
調整																	
紹介																	
情報提供																	
制度利用																	
リンケージ																	
権利擁護																	
ネットワークづくり/維持																	
資源開拓/開発																	
組織化 (仲間し べり)																	
その他																	

(4) 各分野における業務指針の作成 (第Ⅲ部 2 (2))

① 根拠となるデータ

(3) ②をもとに各分野ごとに指針を作成する。

② 枠組みについて検討

NA SWの業務指針の枠組みを参考にすることとし、医療分野、地域分野、行政分野については委員内でワーキンググループを構成して作成。認知症高齢者、産業メンタルヘルス、災害時におけるソーシャルワーク、ソーシャルワーク教育についてはそれぞれの分野に携わっている委員に依頼。児童、学校ソーシャルワーク、司法領域におけるソーシャルワークについては委員外でそれぞれの業務に携わる精神保健福祉士に作成を依頼した。

(5) 精神保健福祉士の活動範囲の広がりを知る

本指針作成理由のひとつとして、近年精神保健福祉士の活動範囲が拡大していることが挙げられる。それらを網羅するためには児童相談所、学校、司法領域などにおける各分野で活躍する精神保健福祉士から、業務内容とその特徴について情報を提供してもらおうなどの協力を仰いだ。また、各分野別業務指針作成においても執筆を依頼した。

(6) 利用者及び他職種へのアンケートの実施

利用者及び他職種にとって精神保健福祉士ほどの程度の認知度があり、どのような仕事(業務)を行う職種として認識されているのか、またどのような期待をしている

のかについてアンケートを実施した。アンケートの配布先は、本委員会委員により手渡しで協力を依頼し、配布回収できる範囲とした。利用者の回答数 89、他職種の回答数 64 であった。これらのアンケート結果をふまえ、精神保健福祉士の機能及び業務分類の作成を行った。

## 3. 今後の課題

### (1) 本指針が盛り込めなかった今後の課題

#### ① 視点及び理念に裏打ちされた「業務」

精神保健福祉士が業務を行っていく上でそれを支える理念及び視点は不可欠である。本指針において精神保健福祉士としての理念及び視点についてまとめているが、これらと業務分類及び機能、各分野別業務指針は切り離すことのできないものである。クライアントを対象化するのではなく、クライアントとのかかわりをおしてクライアント自身の語りに耳を傾け、寄り添いながら、彼らを理解し、そして彼らの真のニーズを的確に捉えていくプロセスと、そのことからすべての業務を展開していく専門性、そこには当たり前の人としての権利を保障すること（権利擁護）や、「生活者」として捉えること、彼らを理解する上で人と状況の全体性の中で理解をすること、真のニーズへ支援を展開していくうえでは自己決定の原則が流れていることなどが、それぞれの業務に裏打ちされた理念であり視点である。

本業務分類及び業務指針を作成作業においては、これらの「理念」や「視点」の重要性に多くの議論を費やしたものの、実際に作り上げたものを読み通すと、これらの「業務」の根底にある「理念」や「視点」が見えにくいものとなっている。本来、目指したいところは、「業務」をみていくと、精神保健福祉士の「理念」や「視点」が浮かび上がってくるようなものを作ることである。今後の改訂作業の課題としたい。

#### ② 精神保健福祉士と利用者等とのかかわり及び力動性

精神保健福祉士は、クライアントとのかかわりのなかで互いの存在を確認し、その力動性をとらえながら支援を展開していく専門職でもある。しかしながら、「業務」を抽出し、羅列していくと、そこにクライアントの存在が見えにくく、またその関係性や力動性の中で展開をしていく専門性をあらわすことが困難であった。現実的に、精神保健福祉士の業務指針及び業務分類に、これらの関係性や力動性をあらわそうとすることは困難なことかもしれないが、専門職として欠かせない視点であることを位置づける必要がある。

#### ③ 医療中心から地域中心へのパラダイムの転換がなされているか

これまで精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）の所属している機関は医療機関が中心であったところから、精神障害者社会復帰施設や小規模作業所等、医療機

関外の地域のさまざまな社会資源へとその職域を拡大し、現在はスクールソーシャルワーカーや産業ソーシャルワーカー、また大学でのソーシャルワーク教育等々へと広がってきている。それにあわせて、精神保健福祉士の視点は地域生活中心へとパラダイムの転換がなされ、あわせてその業務も大きく転換しつつある。これからも変化を遂げていく社会情勢と精神保健福祉士への役割期待に見合った、パラダイムの転換がなされ、10年先を見据えた業務指針となりえているのか、精査が必要である。

#### ④ 家族への支援及び業務の確立

わが国においては精神障害のある人々の家族が、「精神障害者の家族」としてだけの人生を歩むのではなく、一人の生活者として、自分自身の人生を歩めるような支援をしていくことは、他職種ならぬ精神保健福祉士の重要な視点であり、役割であろう。それらについての業務の未確立であり、今後、家族への支援をどのように業務として位置づけていくかは重要な課題である。

#### ⑤ 責任を伴う業務について（裁量権）

1989年採択の「精神科ソーシャルワーカー業務指針」でも挙げられていた裁量権について、国家資格化された今、再度問うていかなければならない。精神保健福祉士とは名称独占の国家資格であり、精神保健福祉士しかしてはいけない「業務」があるわけではない。一方で、介護保険法の下では、任用資格である「介護支援専門員」が、認定調査や支援計画を作成することができるという半ば「業務独占」的な資格となっていること、また障害者自立支援法の下では、「サービス管理責任者」がいなければ事業所を開設できないなど、任用資格でありながら「業務独占」的な新たな資格が福祉領域にはますます増えている。

一方、精神保健福祉士においては、障害者自立支援法によってこれまで精神障害者社会復帰施設に規定されていた必置義務は消滅し、改めて精神保健福祉士の存在意義を獲得していくことが重要課題となっている。

裁量権をもち、責任を持つ業務を獲得していかなければ、他職種とは固有の生活者の視点を持ち、社会福祉学を基盤においた専門職として、利用者の権利を保障することが危うくなるのではないか。また、裁量権を主張するためには、精神保健福祉士の固有の視点の確立と専門職としての質の担保が課題である。

#### ⑥ 雇用主の業務指針（行動規範）の作成の必要性

精神保健福祉士は、常に雇用主（所属機関の長）の経営理念、援助方針また精神保健福祉士に対する理解などに影響を受け、専門職としての理念を実践することとの狭間でつねにジレンマを抱えながら業務を行っている。本指針作成においては「精神

保健福祉士の専門性の到達点である理想形を示す」ことを目的としたが、単なる「理想形」として飾っておくのではなく、現実化していくためには、雇用主に対し精神保健福祉士を活用するための「業務指針」を作成し、精神保健福祉士業務を周知徹底していくことが必要となる。

質の担保をしていくための研修・研究の保障についても、雇用主の理解は不可欠である。本指針とあわせて雇用主の業務指針の作成はセットであり、喫緊の課題である。

## ⑦ 精神保健福祉士実践レベルにおける求められる機能及び役割の整理

すべての精神保健福祉士が、すべての業務を均一にこなせるわけではない。本協会では精神保健福祉士の成長過程を初任者、中堅者、熟練者と3段階にわけて実践のレベルを表してきている。これらの実践レベルそれぞれに求められる知識、技術、価値等は異なっている。社会的認知をうけ、国民に安心して活用される専門職となるためにはそれらを明確にしていくことが求められるだろう。

さらに、精神保健福祉士として国家資格を受けるまえの実習レベルではどこを到達点とし、その後のOJT、Off-JTのなかでどのような成長プロセスをたどり、利用者の信頼に足る精神保健福祉士に育てていこうとしているのかを検討しなければならない。本協会生涯研修センターとすり合わせを行いながら、実践レベルに応じた機能及び役割の整理が必要であり、今後本指針に盛り込むべき課題のひとつである。

## ⑧ 分野別業務指針についての課題と機関別業務指針の必要性

本指針においては、職域拡大の状況にかんがみて分野別業務指針の作成を試みた。本指針では、時間的及び人的制約の中での作成となり、十分に議論をされたものではない点が課題であり、今後、第三者による推敲をふくめて、更なる吟味を要する。

また、今回は業務指針の形にはいたらなかった児童領域や司法領域、災害時における精神保健福祉士業務、ソーシャルワーク教育などについての業務指針の作成は課題である。

さらに、それぞれの分野のなかの各機関（または事業）別業務指針を作成することが求められる。より具体的な指針を示すことで、それらを裏打ちしている「理念」や「視点」を表すことができるものを目指したい。

## ⑨ 利用者や他職種にとってわかりやすい業務指針

精神保健福祉士の認知度の低さについては本委員会が実施したアンケート結果においても示されている。精神保健福祉士がどのような視点を持ち、具体的にどのような

な仕事をすることを専門にした職種であるのかについて、利用者や他職種にとってもわかりやすいものを示していくことは、精神保健福祉士がその専門性を生かして業務を展開していく上では欠かせない環境条件のひとつとなる。

今後、本指針のダイジェスト版を別途作成するなど、利用者や他職種にもわかりやすいものの作成が課題である。

## ⑩ 生活者の視点に基づいたソーシャルワーク的予防の確立

産業ソーシャルワークやスクールソーシャルワークなどメンタルヘルス領域へと精神保健福祉士の職域が拡大してきていることに伴って、これまでの保健・医学的予防とは異なった生活者の視点に基づいたソーシャルワーク的予防の確立が必要ではないか。それは、機能的に病気や障害にならないことを目的とした予防ではなく、生活者として生活がしづらい状態におちいらないための生活上の工夫や、また生活がしづらい状態になったときに、より複雑化しないための相談等の支援体制の充実とその周知などである。未確立な領域ではあるが今後重要な課題となっていくであろう。

## 4. 用語の整理及び概念規定

指針作成過程において、それぞれの事項に掲げる用語については、所属機関、背景などによりその使い方があいまいであり、共通言語となっているようで、微妙なニュアンスや解釈に差異があることが明らかとなった。今後、より正確かつ共有されうる業務分類及び業務指針を作成していくにおいては、用語についての精査及び再整理は不可欠な課題である。本指針だけでなく、専門職能団体である本協会全体としての用語の使い方、解釈についての整理表を作成していくことも必要と思われる。

提案委員会が列挙した用語のうち、以下の用語については、本指針の第3部で定義を試みている。

- 精神障害者（精神障害者、精神しょうがい者、精神に障害のある人など）
- 精神保健福祉士と精神科ソーシャルワーカー（PSW）
- 福祉と社会福祉
- 援助と支援／介入
- 権利擁護
- 自己決定
- エンパワメント
- ストレングス（視点）
- 連携／調整／リンケージ／依頼／紹介
- モニタリング（プロセス評価）

なお、以下の用語については、なお検討が加えられておらず、今後に積み残されている。

- 自己実現／その人らしい生活
- 回復
- 主体性
- 社会資源
- ピア、セルフヘルプ
- 心理・社会的（psycho social）

## おわりに

「精神保健福祉士業務指針」作成委員会がスタートし、第 1 回目の会議を開催したのが 2009 年 6 月 7 日。本報告書を提出し、理事会の討議に付されるのが翌 2010 年 3 月 6 日であるから、委員会としての活動期間は、実質 8 ヶ月ということになる。

既に前身の「提案委員会」がまとめた報告書がベースにあるとは言え、この短期間に約 7 万字に及ぶ「業務指針」を成文化していく作業は、極めてタイトな日程であった。土日を返上しての会議や、都心の会議室で終日缶詰状態で行われたワーキンググループなど、委員 10 人の熱意と使命感がなければ成し遂げられなかった。精神保健福祉士として各領域での勤務経験を長くもつ委員各位の、精力的な取り組みと努力に改めて感謝申し上げる。

「提案委員会」が各委員の現場業務レポートから議論を積み上げ、業務指針の骨格を形成していったのを受けて、「作成委員会」は、その成果をベースとして、当初から分野別のワーキンググループを組み、各論部分から総論的部分の帰納的組み立てをめざした。

せめて、もう少し時間的な余裕があれば、討議を深めたかった事柄は多々ある。「提案委員会」が提起した、精神保健福祉士としての視点、理念、特性等についても、新しいメンバーでの検証をもっと加えたかった。各分野別の業務指針についても、地域・病院・行政についてはかなり議論を重ねてきたが、学校・産業・認知症については手つかずであり「提案委員会報告」をほぼそのまま採用している。自らのポテンシャル不足もあり、悔いが残るが、このまま提出して協会構成員の議論にゆだねたい。

ひとつ「作成委員会」の成果として取り上げるとすれば、業務指針の中に「用語の定義」に関して叩き台を示したことであろう。本来、専門職として使用する言葉はきちんと定義され共有されていることが当たり前である。定義が共有されていないと、言葉を発する人の背景や情感により意味はすれ違い、議論は堂々巡りとなってしまう。かつて誰もが学校で学んできたはずの言葉も、時代とともに変化し、新しい知見と実践を主張するようになる。今後、精神保健福祉士養成校協会と合同で、「用語の定義」に関する常設の委員会を設置することなども検討して頂ければと思う。

また同様に、今回の「業務指針」に止まらず、日常業務のマニュアルとなる「実務基準」の検討も為されて然るべきであろう。他専門職種に互して自らの専門性を堅持するためにも、また、後進の学生や若手に精神保健福祉士業務の神髄を伝えて行くためにも、ガイドラインをより具体化したマニュアルの作成が、どうしても必要であると考えている。

今回の指針作成が、精神保健福祉士の専門職としてのスキル向上とコンピテンシー獲得への第一歩となれば幸いである。

「精神保健福祉士業務指針」作成委員会 委員長 古屋 龍太

## 参考文献一覧

「精神保健福祉士業務指針」の提案・作成にあたっては、以下の文献を参考とした。

### 【第 I 部】

- ・日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会;精神科ソーシャルワーカー業務指針、1989年7月総会採択
- ・日本精神保健福祉士協会医療福祉経済部業務検討委員会編集;日本精神保健福祉士協会員に関する業務統計調査報告(平成13年10月全国調査)、2004
- ・業務検討委員会中間報告案(未定稿)、社団法人日本精神保健福祉士協会、2006常任理事会資料
- ・柏木昭編著;新精神医学ソーシャルワーク、岩崎学術出版、2002
- ・全国精神保健福祉相談員会編集;精神保健福祉相談ハンドブック、中央法規出版、2006
- ・日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会調査研究事業委員会;アルコール依存症リハビリテーション医療機関・福祉施設ソーシャルワーカー全国調査(平成16年度三菱財団社会福祉事業)、2005
- ・池末美穂子・岡村正幸・新保祐元編集委員;精神保健福祉士養成講座第4巻精神保健福祉論、中央法規出版、2005
- ・柏木昭;PSW業務論、PSWひすとりい、第20回~25回、PSW通信No.139(2005.11発行)~、No.144(2006.9発行)
- ・柏木昭;資格制度と専門性(【特集】医療ソーシャルワーカー法(?)をめぐって-PSWの専門性・資格・身分法について-(I)、精神医学ソーシャル・ワーク、Vol.18 No.24、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、1988、pp5-10
- ・窪田暁子;PSWの業務内容-専門職集団の検討課題として-(【特集】医療ソーシャルワーカー法(?)をめぐって-PSWの専門性・資格・身分法について-(II)、精神医学ソーシャル・ワーク、Vol.18 No.24、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、1988、pp11-20
- ・精神医学ソーシャル・ワーク、Vol.18 No.24、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、1988
- ・貝澤洋子;第3章PSW業務と精神障害者福祉-精神病院における福祉課題-、精神医学ソーシャル・ワーク、No.33、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、1994、pp162-166
- ・小出保廣;第4章PSW業務と精神障害者福祉-地域における福祉課題-、精神医学ソーシャル・ワーク、No.33、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、1994、pp166-171
- ・牧野田恵美子;【調査報告】精神病院におけるソーシャルワーカーの業務-精神医学ソーシャルワーカー協会会員の調査を通して-、精神医学ソーシャル・ワーク、No.34、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、1995、pp63-82
- ・大本和子・笹岡真弓・高山恵理子編著;新版 ソーシャルワークの業務マニュアル、川島書店、

2004

## 【第Ⅱ部】

- ・ 社団法人日本精神保健福祉士協会倫理綱領;社団法人日本精神保健福祉士協会、2004 採択
- ・ 柏木昭編著;新精神医学ソーシャルワーク、岩崎学術出版、2002
- ・ 精神保健福祉;【特集】福祉改革と精神保健福祉士—価値の再検討—、社団法人日本精神保健福祉士協会、Vol37 No.2 通巻 66 号、2006、pp103-144
- ・ 大本和子・笹岡真弓・高山恵理子編著;新版 ソーシャルワークの業務マニュアル、川島書店、2004
- ・ 社団法人 日本社会福祉士会倫理委員会;社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック、中央法規出版、2007
- ・ 全米ソーシャルワーカー協会編 日本ソーシャルワーカー協会訳;ソーシャルワーク実務基準および業務指針、相川書房、1997
- ・ 全米ソーシャルワーカー協会刊行、竹内一夫・清水隆則・小田兼三 訳;ソーシャル・ケースワーク ジェネリックとスペシフィック—ミルフォード会議報告—、相川書房、1993

## 【第Ⅲ部】

- ・ 社団法人日本精神保健福祉士協会倫理綱領;社団法人日本精神保健福祉士協会、2004 採択
- ・ 全米ソーシャルワーカー協会編 日本ソーシャルワーカー協会訳;ソーシャルワーク実務基準および業務指針、相川書房、1997
- ・ General Social Care Council (英国);ソーシャルケアワーカーのための行動規範及びソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範、2002
- ・ General Social Care Council (英国);精神保健サービス分野におけるソーシャル・ワーク有資格後教育訓練のための専門家基準および必要条件
- ・ 全米ソーシャルワーカー協会刊行、竹内一夫・清水隆則・小田兼三 訳;ソーシャル・ケースワーク ジェネリックとスペシフィック—ミルフォード会議報告—、相川書房、1993
- ・ 社会福祉法人東京都社会福祉協議会;高齢者福祉施設 生活相談員業務指針—業務標準化のためのガイドライン—、2006
- ・ 藤原正子;英国ソーシャル・ケア・ワーカー実務規約 (GSCC) に至る社会福祉専門職のあり方に関する一考察、福島学院大学研究紀要第 37 集、2005、pp37-46
- ・ TOPSS UK;The National Occupational Standards for Social Work、2002 May

## 【第Ⅳ部】

- ・ General Social Care Council (英国);ソーシャルケアワーカーのための行動規範及びソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範、2002

- ・ 藤原正子;英国精神保健福祉の地域ケア、福島学院大学研究紀要第 36 集、2004、pp29-37
- ・ 日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会;精神科ソーシャルワーカー業務指針、1989 年 7 月  
総会採択
- ・ 日本精神保健福祉士協会医療福祉経済部業務検討委員会編集;日本精神保健福祉士協会員に  
関する業務統計調査報告(平成 13 年 10 月全国調査)、2004

### 【用語の定義にかかわる文献】

1. 用語の定義に関しては、主に以下の辞典及び文献の定義に基づいて作成した。
  - ・ 社団法人日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉学会監修(2004)『精神保健福祉用語  
辞典』中央法規
  - ・ 日本精神保健福祉士養成校協会編集(2007)精神保健福祉士養成講座『改定・精神保健福祉  
援助技術総論』中央法規
  - ・ 日本精神保健福祉士養成校協会編集(2007)精神保健福祉士養成講座『改定・精神保健福祉  
援助技術各論』中央法規
  - ・ 日本精神保健福祉士養成校協会編集(2008)精神保健福祉士養成講座『新・精神保健福祉論』  
中央法規
2. 上記の文献に加え、必要に応じて以下の文献を引用・参考した。
  - ・ 太田義弘編(1999)『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』中央法規
  - ・ 岡本民夫(1996)「社会福祉専門性・専門職制度をめぐる背景と課題」『社会福祉研究』第  
66 号 107-113
  - ・ 田中英樹(2001)『精神障害者の地域生活支援—統合的生活モデルとコミュニティソーシャ  
ルワーク』中央法規
  - ・ Charles A. Rapp、Richard J. Goscha、2006、The Strengths Model—Case Management with  
People with Psychiatric Disabilities、Second Edition. (=2008、田中英樹監訳『スト  
レングスモデル—精神障害者のためのケースマネジメント[第 2 版]』金剛出版)
  - ・ 福山和女(2009)「ソーシャルワークにおける協働とその技法」『ソーシャルワーク研究 Vol. 34  
No. 4』P4-16
  - ・ 上野千鶴子・中西正司(2008)『ニーズ中心の福祉社会へ—当事者主権の次世代福祉戦略』  
医学書院
  - ・ 渡部律子(1999)『高齢者援助における相談面接の理論と実際』医歯薬出版
  - ・ Donald Schon、1983、The Reflective Practitioner (=2001、佐藤学・秋田喜代美訳『専  
門家の知恵』ゆるみ出版
  - ・ F.P.Biestec、1953 (=2006、尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則 [新訳  
改訂版]』誠信書房

- Zofia T. Butrym、1976、The Nature of Social Work (=1986、川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か』川島書店)
- WHO (2002)『ICF 生活機能分類—国際障害分類改訂版—』中央法規

「精神保健福祉士業務指針及び業務分類（第1版）」執筆・業務分担

古屋 龍太	まえがき、第1部、第2部、第3部、第4部、おわりに
伊東 秀幸	第3部第2章第3節（行政機関）（担当部長）
岩本 操	第3部第1章第2節（用語解説）、第2章第2節（医療機関）
大石 信弘	第3部第2章第3節（行政機関）
大山 勉	第3部第2章第3節（行政機関）
岡 順子	第3部第2章第1節（地域支援）（議事録整理）
木太 直人	第3部第2章第2節（医療機関）（全体調整）
田村 綾子	（全体調整）
廣江 仁	第3部第2章第1節（地域支援）（前委員会引継ぎ）
山田 恭子	第3部第2章第2節（医療機関）

### 「精神保健福祉士業務指針」作成委員会

(2009年3月～2010年3月)

委員長	古屋 龍太	(東京都、日本社会事業大学大学院)
委員	伊東 秀幸	(神奈川県、田園調布学園大学) ※担当部長
委員	岩本 操	(東京都、武蔵野大学)
委員	大石 信弘	(静岡県、前・静岡市保健所)
委員	大山 勉	(岐阜県、東海学院大学)
委員	岡 順子	(東京都、新宿区勤労者・仕事支援センター)
委員	木太 直人	(日本精神保健福祉士協会)
委員	田村 綾子	(神奈川県、日立製作所神奈川工場健康管理センター)
委員	廣江 仁	(鳥取県、社会福祉法人養和会 F&Y 境港)
委員	山田 恭子	(東京都、都立松沢病院)

### 「精神保健福祉士業務指針」提案委員会

(2006年～2008年3月)

委員長	相川 章子	(埼玉県、聖学院大学)
委員	岩永 明子	(東京都、慈友クリニック)
委員	遠藤哲一郎	(埼玉県、川口市役所)
委員	佐々木千夏	(埼玉県、やどかり情報館)
委員	鈴木 詩子	(東京都、こころのクリニックなります)
委員	埴 和徳	(埼玉県、さいたま市保健所)
委員	東 裕紀	(石川県、加賀こころの病院)
委員	廣江 仁	(東京都、就労支援センターMEW) ※担当部長
委員	廣田 尚子	(新潟県、県立小出病院)
委員	藤原 正子	(福島県、福島学院大学)
委員	牧野田恵美子	(埼玉県、浦和大学)
協力者	大西 良	(福岡県、久留米大学)
協力者	佐賀大一郎	(東京都、東京保護観察所立川支部)
協力者	三澤 孝夫	(東京都、国立精神・神経センター病院)
協力者	山中 達也	(神奈川県、NPO 法人援助者のためのスーパービジョンを広める会)

※所属名は、各委員会委員在任当時のもの

## 精神保健福祉士業務指針及び業務分類(第1版)

2010(平成22)年6月 第1版第1刷

2011(平成23)年6月 第1版第2刷

発行所： 社団法人日本精神保健福祉士協会  
〒160-0015 東京都新宿区大京町23番地3  
四谷オーキッドビル7階

TEL. 03-5366-3152

FAX. 03-5366-2993

印刷： 有限会社原孔版

本書の無断複写・無断転載はお断りいたします。

視覚障害のある人のための営利を目的としない本書の録音図書、点字図書、拡大図書等の作成は自由です。